

3 行為能力

(1) 意義

「行為能力」とは、単独で確定的に有効な法律行為をなしうる法律上の地位または資格のことをいう。民法は自然人の法律行為に行為能力を要求し、行為能力があれば、法律行為が確定的に有効になるとした。

(2) 制限行為能力者制度の趣旨

民法は、一般的に能力が不十分とみられる者を「制限行為能力者」とし、その者のなした法律行為を取り消すことができるものとしている。

それとともに、制限行為能力者として定型化することで、取引の相手方に注意を促し、相手方に不測の損害が生じることを防止している。

(3) 制限行為能力者制度の要件・効果

ア 制限行為能力者制度の対象となる者

制限行為能力者として、民法上、①未成年者、②成年被後見人、③被保佐人、④被補助人の4種類が定式化されている（民法13条1項10号参照）。

イ 行為が取り消された場合の効果

(ア) はじめに

行為能力の制限を理由に法律行為が取り消された場合に、制限行為能力者および相手方は、自己が受けた利益を返還することになる（民法121条の2第1項）。このとき制限行為能力者は、取り消された行為によって現に利益を受けている限度（現存利益）において、返還の義務を負うこととなる（同条3項）。

(イ) 現存利益（現に利益を受けている限度）の返還

現存利益（「現に利益を受けている限度において」）とは、現に残っている利益（現存利益）を返還すればよいことを意味する。なお、現に利益を受けている限度において返還義務を負うのは、制限行為能力者であって、契約の相手方ではない（民法121条の2第3項参照）。

例えば、生活費に使った分については本来当然に支出すべき費用を免れたものであり、現存利益があるといえることから、制限行為能力者はこれを返還しなければならない（大判昭7.10.26）。

これに対して、ギャンブル等で浪費した分については当然に支出すべき費用を免れたといえず、現存利益があるとはいえないことから、制限行為能力者はこれを返還しなくてもよいとされている（大判昭14.10.26）。